

我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成12年規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成12年12月1日から施行する。</p> <p><u>（感染症防疫等作業手当の特例）</u></p> <p>2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染者を受け入れ、若しくは収容し、若しくは新型コロナウイルス感染症の感染の有無を検査する病院若しくは施設その他これらに準ずる区域として市長が認めるもの（以下「病院等」という。）又は当該病院等への移動時の経路若しくは車内において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係</u></p>

る作業に従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。

3 前項の感染症防疫等作業手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に4時間以上にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

4 第2項の場合においては、第6条の規定は適用せず、第9条第2項の規定の適用については、同項中「医療的ケア手当」とあるのは、「医療的ケア手当及び附則第2項の感染症防疫等作業手当」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。